

大 市 総 第 6 2 号
令 和 3 年 8 月 2 5 日

大 村 市 議 会 議 長
大 村 市 議 会 議 員
大 村 市 各 行 政 委 員 会 委 員 長 殿
大 村 市 監 査 委 員
各 報 道 機 関

大 村 市 長 園 田 裕 史

市 議 会 定 例 会 の 招 集 に つ い て (通 知)

こ の こ と に つ い て 、 別 紙 (写) の と お り 告 示 し た の で 通 知 し ま す 。

大村市告示第226号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年8月25日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 令和3年9月2日（木） 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

- 第57号議案 大村市県収入証紙購買基金条例…………… (1)
- 第58号議案 大村市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例…………… (3)
- 第59号議案 大村市個人情報保護条例及び大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例…………… (6)
- 第60号議案 大村市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (7)
- 第61号議案 公の施設の指定管理者の指定について（大村市総合福祉センター）…………… (8)
- 第62号議案 公の施設の指定管理者の指定について（大村市体育文化センター）…………… (9)
- 第63号議案 公の施設の指定管理者の指定について（大村市高良谷牧場） (10)
- 第64号議案 公の施設の指定管理者の指定について（東浦漁港）…………… (11)
- 第65号議案 公の施設の指定管理者の指定について（松原漁港）…………… (12)
- 第66号議案 公の施設の指定管理者の指定について（大村市勤労者センター）…………… (13)
- 第67号議案 工事請負契約の締結について…………… (14)
- 第68号議案 工事請負契約の締結について…………… (15)
- 第69号議案 市道路線の認定について…………… (16)
- 報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）…………… (17)
- 第70号議案 専決処分の承認について（令和3年度大村市一般会計補正予算（第6号））
- 第71号議案 専決処分の承認について（令和3年度大村市一般会計補正予算（第7号））
- 第72号議案 令和3年度大村市一般会計補正予算（第9号）
- 第73号議案 令和3年度大村市モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）
- 第74号議案 令和3年度大村市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 第75号議案 令和3年度大村市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第76号議案 令和3年度大村市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 第77号議案 令和2年度大村市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第78号議案 令和2年度大村市モーターボート競走事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 第79号議案 令和2年度大村市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第80号議案 令和2年度大村市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第81号議案 令和2年度大村市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第82号議案 令和2年度大村市病院事業決算の認定について
- 第83号議案 令和2年度大村市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第84号議案 令和2年度大村市水道事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 第85号議案 令和2年度大村市工業用水道事業決算の認定について
- 第86号議案 令和2年度大村市下水道事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 第87号議案 令和2年度大村市農業集落排水事業の利益剰余金処分の議決及び決算の認定について
- 第88号議案 専決処分の承認について（令和3年度大村市一般会計補正予算（第8号））
- 報告第11号 令和2年度大村市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

第57号議案

大村市県収入証紙購買基金条例

(設置)

第1条 長崎県収入証紙（以下「県収入証紙」という。）の売りさばきに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、大村市県収入証紙購買基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、2,000,000円とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して編入するものとする。

(県収入証紙の購入計画)

第5条 市長は、県収入証紙の売りさばき状況を勘案し、適正な県収入証紙の購入計画を立てなければならない。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月2日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

県収入証紙の売りさばきに関する事務を円滑かつ効率的に行うための基金を設置するため、この条例案を提出するものである。

第58号議案

大村市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）に基づき、本市における地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤整備を図るため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定による固定資産税の課税免除を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）の定めるところによる。

(課税免除)

第3条 市長は、承認地域経済牽引事業のための施設のうち対象施設を促進区域内（本市の区域内に限る。）に設置した承認地域経済牽引事業者について、平成29年9月29日（以下この項において「同意日」という。）から令和5年3月31日までに設置した当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「課税免除対象施設等」という。）に対する固定資産税の課税を免除することができる。

2 前項の規定による課税免除の期間は、当該課税免除対象施設等に対して最初に固定資産税が課されることとなる年度以降3か年度とする。

(課税免除の申請及び通知)

第4条 前条の規定の適用を受けようとする承認地域経済牽引事業者は、課税免除を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日までに、市長に申請しなければ

ならない。

2 市長は、前項の規定により申請を受理したときは、これを審査し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(課税免除の不適用)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつた場合において、次のいずれかに該当するときは、第3条の規定による課税免除を適用しないものとする。

(1) 承認地域経済牽引事業者が市税を滞納しているとき。

(2) 承認地域経済牽引事業者が大村市暴力団排除条例（平成24年大村市条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第4号に規定する暴力団関係者（以下この号において「暴力団関係者」という。）であるとき、又は法人にあつてはその役員若しくは事業所の代表者が暴力団関係者であるとき。

(地位の承継)

第6条 第3条の規定による課税免除の適用を受けた承認地域経済牽引事業者（以下「課税免除適用事業者」という。）について、当該課税免除に係る承認地域経済牽引事業の承継があつたときは、その承継する事業者は、課税免除適用事業者の地位を承継する。

(申請内容の変更の届出)

第7条 課税免除適用事業者は、第4条第1項の規定による申請の内容に変更があつたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(報告調査)

第8条 市長は、課税免除適用事業者に対し、必要な事項の報告を求め、調査を行うことができる。

(課税免除の取消し)

第9条 市長は、課税免除適用事業者が次のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により課税免除の適用を受けたとき。

(2) 課税免除の適用を受けた家屋、構築物及び土地を承認地域経済牽引事業の目的に使用せず、又は他の用途に使用したとき。

(3) 承認地域経済牽引事業を廃止し、若しくは休止したとき、又はこれらの状況にあると認めるとき。

(4) 課税免除の適用の決定を受けた後に第5条各号に該当する事実があったとき。

2 市長は、前項の規定により課税免除を取り消したときは、その旨を当該課税免除適用事業者に通知し、当該課税免除に係る税額の全部又は一部を速やかに徴収するものとする。

(適用除外)

第10条 第3条に規定する課税免除対象施設等が、他の条例の規定により課税免除の適用を受けるときは、この条例の規定を適用しない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月2日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

地域経済牽引事業者が設置する施設に係る固定資産税の課税免除を行うため、この条例案を提出するものである。

第59号議案

大村市個人情報保護条例及び大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(大村市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 大村市個人情報保護条例（平成17年大村市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第30条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

(大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大村市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月2日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第60号議案

大村市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大村市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年大村市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第3号中「他の病院」を「休診日（規則で定める休診日をいう。以下同じ。）を除く日（以下「平日」という。）における診療時間（規則で定める診療時間をいう。以下同じ。）において、他の病院」に改め、同項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 平日における診療時間以外の時間又は休診日における診察（緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けた診察を除く。）を受けた者については、5,000円の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和3年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大村市病院事業の設置等に関する条例の規定による指定管理者が行う利用料金の設定については、施行日前においても行うことができる。

令和3年9月2日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

時間外の診察に係る利用料金を新設するとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第61号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市総合福祉センター
- 2 指定管理者 大村市本町458番地2
社会福祉法人大村市社会福祉協議会
会長 有川 晃治
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年9月2日提出

大村市長 園 田 裕 史

第62号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市体育文化センター
- 2 指定管理者 大村市幸町25番地33
一般財団法人大村市文化・スポーツ振興財団
理事長 酒井 辰郎
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年9月2日提出

大村市長 園 田 裕 史

第63号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市高良谷牧場
- 2 指定管理者 諫早市栗面町174番地1
長崎県央農業協同組合
代表理事組合長 真壁 正二郎
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年9月2日提出

大村市長 園 田 裕 史

第64号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 東浦漁港
- 2 指定管理者 大村市久原一丁目182番地2
大村湾東部漁業協同組合
代表理事組合長 本浦 長作
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年9月2日提出

大村市長 園 田 裕 史

第65号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 松原漁港
- 2 指定管理者 大村市松原本町170番地19
大村市漁業協同組合松原支部
支部長 宮村 正広
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年9月2日提出

大村市長 園田裕史

第66号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 大村市勤労者センター
- 2 指定管理者 大村市西三城町7番地9
公益社団法人大村市シルバー人材センター
理事長 西 正人
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年9月2日提出

大村市長 園 田 裕 史

第67号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 新大村駅周辺地区東口駅前広場ガレリア建築工事
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 182,000,500円
- 4 契約の相手方 高瀬建設・県央グリーン開発特定建設工事共同企業体
代表者 大村市岩松町26番地1
高瀬建設株式会社
代表取締役 高瀬 邦彦
- 5 竣工期限 令和4年3月31日

令和3年9月2日提出

大村市長 園 田 裕 史

第68号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 新大村駅周辺地区東口駅前広場シェルター建築工事
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 182,917,900円
- 4 契約の相手方 岡山建設・小森組特定建設工事共同企業体
代表者 大村市杭出津3丁目418番地1
岡山建設株式会社
代表取締役 岡山 修
- 5 竣工期限 令和4年3月31日

令和3年9月2日提出

大村市長 園 田 裕 史

第69号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道路線を次のとおり認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

路線番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
20225	富の原二丁目21号線	富の原二丁目	富の原二丁目	
30156	沖田町3号線	沖田町	沖田町	
40267	木場2丁目9号線	木場2丁目	木場2丁目	
40268	池田新町1号線	池田新町	池田新町	

令和3年9月2日提出

大村市長 園田裕史

報告第10号

専決処分の報告について

公用車の交通事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和3年9月2日提出

大村市長 園田裕史

